

監査報告等の法定備置書類の提供不備と株主総会決議取消の認容

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 10 月 28 日
【事 件 番 号】 平成 25 年（ワ）第 24762 号
【事 件 名】 株主総会決議取消請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 会社法 437 条・442 条・831 条
【掲 載 誌】 判時 2313 号 109 頁

LEX/DB 文献番号 25532849

事実の概要

1 Y 社は、昭和 53 年 11 月 1 日に亡 A が設立した、一般乗用旅客自動車運送事業等を目的とする株式会社（取締役会設置会社・監査役設置会社）であり、株式譲渡には取締役会の承認が必要である。亡 A の子は 5 人（X、B、C、D、亡 E）であり、F、G は X の子である。B の夫 H との間に、Y 社の代表取締役 I、取締役 J がいる。Y 社の監査役 K は I の妻である。L は亡 E の妻である。M 社は、有価証券の保有・運用等を目的とする株式会社である。

Y 社の発行済株式総数 6 万株のうち、議決権を行使することができる株式は 4 万 8,040 株である（残り 1 万 1,960 株は自己株式）。株式の保有状況は、平成 24 年 11 月 15 日当時は、H が 6,160 株、B が 5,800 株、C が 1 万 1,960 株（本件株式）、亡 E の妻である O が 200 株、X が 1 万 1,960 株、L が 1 万 1,960 株であった。その後、M 社が本件株式及び O 保有株式を取得したため、同 25 年 1 月 9 日当時には、H が 6,160 株、B が 5,800 株、M 社が 1 万 2,160 株、X が 1 万 1,960 株、L が 1 万 1,960 株となった。

2 代表取締役 I は、平成 25 年 6 月 7 日頃同月 19 日を開催日とする定時株主総会（本件株主総会）の招集通知を株主に送付した。同通知には議案として、「第 1 号議案 第 35 期決算承認の件」、「第 2 号議案 任期満了に伴う取締役 I、H、B 及び J の再選任の件」、「第 3 号議案 新たな監査役として K 氏選任の件」等と記載されていた。同通知には第 35 期の事業年度（平成 24 年 4 月 1 日～同 25 年 3 月 31 日）に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、P 監査役の

6 月 6 日付の監査報告（「監査不能（現在の会社の対応では不能である）」と記載されている）が添付されていたが、事業報告及び個別注記表の添付はなかった。

X は、Y 社の営業時間内である 6 月 12 日午後 2 時 30 分ころ、Y 社本店に行き、会社法 442 条 3 項に基づき、Y 社の第 35 期の事業報告、計算書類（貸借対照表等）と附属明細書の閲覧・謄本の交付を請求したが、H から拒否された。翌日 Y 社から X に対し個別注記表を含む計算書類等が送付されてきたが、事業報告も、計算書類と事業報告の附属明細書もなかった。

6 月 19 日に開催された本件株主総会において、議決権を有するすべての株主が出席し、過半数（2 万 4,120 個＝H・C・M 社）の賛成により可決された。

3 そこで Y 社の株主 X が本件株主総会について招集手続の法令違反がある等と主張して、会社法 831 条 1 項 1 号に基づき取消を求めたのが本件である。なおその後平成 26 年 6 月 28 日、Y 社において定時株主総会が開催され、第 35 期の決算の再承認決議及び第 36 期の決算の承認決議、任期満了に伴う取締役 I、H、C 及び J の再選任決議がされ、H・B らの賛成多数で可決された。

判決の要旨

「本件では、定時株主総会の招集通知に際して提供されるべき計算書類の一部である個別注記表、事業報告が欠けており、計算書類の附属明細書の閲覧、謄本の交付要求が拒絶され、法定備置書類の備置きの不備があり、これらは本件株主総会の招集手続における瑕疵に当たるが、個別注記表については本件株主総会に先立って X に送付さ

れており、定時株主総会の招集通知に際して提供されるべき計算書類については追完されたといえる。もっとも、その他の点についてはなお瑕疵が認められることに加え、決算に関する監査報告書の記載は、株主が決算を承認するか否かを判断するに当たって重要な参考資料となるところ、第35期の決算に関して作成された監査報告書には、現在の会社の対応では監査不能である旨が記載されているのみであり、実質的には監査報告の提供があったとは言いがたく、このことも踏まえれば、……第35期の計算書類の承認に関する株主の実質的な準備は不能であったというべきである。

そうすると、本件決議1に関する瑕疵は重大であるから、決議への影響の有無を論ずるまでもなく取り消されるべきである。」

「なお、Y社は……平成26年6月28日の株主総会において、第35期の決算の承認がされたことから、本件株主総会における瑕疵は治癒された、などと主張するが……平成26年6月28日の決議の内容は、第35期の決算を承認するというものであり、再度決議がされたことにより、決算が有効となる余地はあるとしても、当該決議は本件株主総会の決議を追認するようなものではないから、これによって、本件株主総会決議の取消原因が遡及的に消滅し、その瑕疵が治癒されたということとはできない。」

判例の解説

一 本件の意義

本件は株主総会の招集に際して株主に提供すべき書類や本店に備え置くべき書類に不備があったとして、その決議の取消が認められた注目すべき事例である。争点は多岐にわたるが、本稿では、本判決において株主総会決議の取消が認められた点に絞って取り上げる。

二 招集通知に際しての計算書類等の提供義務違反

1 計算書類等の提供義務の規制

取締役会設置会社においては、定時株主総会の招集通知に際して、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類、事業報告、監査報告を提供しなければならない（会437）。これは、計算書類や事業報告は株主総会における承認または報告の対

象となる（会438）ので、取締役会設置会社においては、議決権等の株主の権利の行使に役立てるために招集通知とともに提供することを求めるものである。監査役設置会社では監査報告も提供される。提供方法は、招集通知に合わせて書面・電磁的方法による。

これらの書類を株主に提供するのは、株主が株主総会における議案についての議決権行使のための準備の機会を与えるためである。招集通知は、Y社のような非公開会社では1週間前までに発することが必要である（会299①）。

株主に対して計算書類等の提供がなされないことは、計算書類の承認に関する株主総会決議についての招集手続の法令違反となるため、決議取消事由（会831①一）に該当する¹⁾。この瑕疵は、本店・支店での備置（会442）によっても治癒されない²⁾と解されている²⁾。

2 本事案における提供義務違反

平成25年6月7日ころY社は、招集通知を送付する際、第1号議案に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、監査報告を添付した（ただし、監査報告には監査不能との記載がされていた）が、そこには事業報告及び個別注記表が添付されていなかった。Y社は、Xによる6月12日の閲覧請求を拒絶し、6月13日にXに対し個別注記表を含む計算書類等を送付しているものの、事業報告も附属明細書も送付しなかった。

そこで本判決は「本件では、定時株主総会の招集通知に際して提供されるべき計算書類の一部である個別注記表、事業報告が欠けており、……本件株主総会の招集手続における瑕疵に当たる」と判示する。法定書類の不提供であるから、本判決の解釈は相当である。

もっとも、本判決は「個別注記表については本件株主総会に先立ってXに送付されており、定時株主総会の招集通知に際して提供されるべき計算書類については追完されたといえる」としているが、この点は疑問である。確かに、6月13日にY社はXに対して個別注記表を含む計算書類等を送付している。しかし、本来個別注記表は招集通知に添付することが要求される計算書類に当たる。Y社は取締役会設置会社であり、定時株主総会の招集通知に際して、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類を提供しなければならない（会437）、それは招集通知とともに送付されるの

であるから、非公開会社であるY社では総会の会日の1週間前までに行う必要がある。ところが、Xに提供されたのは6月13日つまり会日の6日前である。そうすると個別注記表の提供は期間後にすぎず、これで計算書類が追完されたと解するのは無理があろう。

三 法定備置書類の不備

1 法定備置書類に関する規制

また、各事業年度に係る計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書、監査報告は、定時株主総会の日の2週間前の日から5年間、本店に備え置いた上で(会442①一)、会社の営業時間内にいつでも株主及び債権者に対してこれらの法定備置書類の閲覧や謄本の交付請求等に供さなければならない(会442③)。このように計算書類等の備置が要求されているのは、株主や会社債権者等に対する企業内容の開示のためであり、株主等による閲覧等の請求の実効性を確保するためと考えられる³⁾。したがって、備置とは、単に会社がその本店・支店に計算書類等を保存することではなく、株主等の閲覧権の行使を可能にさせる状態で保管することと解されている⁴⁾。

かつての下級審裁判例には、備置義務を怠ったときは、取締役が計算書類等の総会の承諾を得られないかもしれないより大きい危険を負担したまま総会に臨まなければならないだけで、総会の招集または決議の方法の瑕疵ということができる、としたものがある(東京地判昭28・3・9下民集4巻3号368頁)。また、備置義務違反は当然に株主総会決議取消原因には当たらないが、それによって株主が賛否の態度を決するための準備をして総会に臨むことを不可能にしたときは、決議の成立手続が著しく不公正であるとして決議取消原因があるとされることもあり得るという見解もあった⁵⁾。

これに対して、その後の下級審裁判例では決議取消事由に当たるとするものが多い。東京高判昭48・10・30(金判398号2頁)は、(総社員8名、内2名が取締役の小規模の)有限会社において本店での備置なく招集され総会の席上で社員に配付されたにすぎない場合は総会の承認の決議は取消事由があったとした。福岡高宮崎支判平13・3・2(判タ1093号197頁)は、株式会社(小会社)において附属明細書の本店備置義務の懈怠は違法の程度

が重大ではないとはいえ取消事由があるとする⁶⁾。

多数説も、計算書類等の株主への提供義務違反または備置義務違反は株主総会決議の取消原因に当たるとする⁷⁾。もっとも、取締役会設置会社においては、前述のように招集通知に際して、株主に計算書類等が提供されることになっており、それらの書類が株主に提供されている場合には、それらの書類の備置義務違反があっても、裁量棄却事由(会831②)があると判断される可能性は高い⁸⁾。また、正当な事由なく株主の閲覧等の請求を拒絶したことも、招集手続が法令に違反するものとして決議取消原因に当たると解するのが多数説の見解である⁹⁾。

2 本事案の場合

(1) 事業報告の不備

本件では、平成25年6月12日に計算書類等の閲覧・謄本の交付要求が拒絶されており、このことが総会決議取消事由になるかが問題である。

これに関する事実関係として、本件の一件記録を読むと次のことがわかる。Xの申立に基づき6月12日に裁判所が株主総会検査役選任決定をしており、当該総会検査役の7月10日付の報告書がある。それによれば、決算書類等の備置の状況等に関する会社の回答は、①計算書類(決算報告書)及びその添付資料としての勘定科目内訳書のみは備置があるが、②事業報告書は「存在しない」、③監査報告書は、「代理人弁護士事務所で一時預かり中」等と記されている。このことから、Y社ではそもそも事業報告書を作成していなかったために株主への閲覧・謄写に供することはできなかったとみることができる。つまり6月12日のXの事業報告等の閲覧請求が拒否されたのも、法定備置書類が不備であったためにY社では閲覧させられる状態にはなかったということになる。裁判所はこうした点を考慮して「本件では……法定備置書類の備置きの不備があり、これらは本件株主総会の招集手続における瑕疵に当たる」と判示したのであり、その判断は正当といえよう。

(2) 監査報告と監査不能の記載

こうした書類の不備は、第3号議案にも関係があると思われる。同議案は、監査役Pの監査役辞任届の提出を受けてKを監査役に選任する件であるが、P監査役は平成25年6月6日付の第35期の決算に関して、監査報告書に「監査不能(現

在の会社の対応では不能である)」と記載している。監査役は、取締役が作成する事業報告及びその附属明細書を受領した際に、事業報告が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見等を内容とする監査報告を作成しなければならない(会 381、会社則 129 ①)。その趣旨は、株主が決算を承認するか否かを判断するに当たって重要な参考資料となるものである。もっとも(1)で述べたように一件記録を読むと事業報告等の書類をそもそも作成していなかったようであり、これでは監査不能となるのは当然といえそうである。

そこで本判決は、「監査報告書には、現在の会社の対応では監査不能である旨が記載されているのみであり、実質的には監査報告の提供があったとは言い難く、このことも踏まえれば、……第 35 期の計算書類の承認に関する株主の実質的な準備は不能であった」と判示しているのであり、この判断も正当といえよう。

四 本件事案の背景と評価

本件では同族会社内部の 3 派の対立が争いのもととなっている。簡潔に記すと、亡 A 死亡後に H・C によって X が取締役から解任された(昭和 60 年 12 月 10 日)が、その後今度は、H らと C が対立するに至り、H が X を代表取締役を迎え入れて C を解任(平成 22 年 4 月 21 日)した。Y 社の経営は H・X とその子らによって行われたが、H らと C の間で「和解」が成立(同 24 年 12 月 17 日)すると、今度は X らが取締役から解任されることになった。この和解は、C に対し退職金等として 3,900 万円余の支払うことと、M 社を通じて C 保有の本件株式を約 600 万円で売り渡すに当たり、その売買代金債務を Y 社が連帯保証すること等をその内容とする。その財源は Y 社が Q 社から借り入れた資金でまかなわれている。したがって、C との和解によって最終的には Y 社の資金で C の持株を現経営陣(H ら)が握り、Y 社の過半数の議決権を保有したというのが背景にある。

こうした和解も Y 社の財政状態が健全であれば問題は少ないであろう。しかし、Y 社は、第 34 期には年商約 10 億円で約 372 万円の純利益を計上していたが、第 35 期には年商約 10 億円だが約 6,600 万円の純損失を、第 36 期には約 8,700 万円の純損失を計上した。また、平成 24 年 7 月

以降、毎月 200 万円～300 万円の赤字を計上している。このように、Y 社には資金的余裕がないにもかかわらず、C との和解による支出は Y 社の資金でまかなうことにした。これが、Y 社の計算書類等の不備に至る原因と考えることができそうである。

本判決は、二・三で述べたように法定備置書類の不備について株主総会の決議取消を認めたが、C との和解に基づく株式取得等に関する争点については、請求が棄却された。もっとも後者が X の主たる主張であったものと思われ、その点について X が控訴したが棄却され(東京高判平 28・4・20(平成 27 年(ネ) 24762 号)判例集未登載)、上告も棄却・不受理となった(最決平 28・9・23(同年(オ) 1111 号、同年(受) 1430 号)判例集未登載)。

本件については、Y 社が控訴しなかったために本判決のとおり法定備置書類の不備等について総会決議の取消が確定している。もっとも、本件株主総会後の平成 26 年 6 月 28 日の定時株主総会で、本件株主総会における第 35 期の決算の再承認決議等が行われており、これについても別途株主総会の取消が争われている(東京地裁平成 26 年(ワ) 25296 号判例集未登載：最高裁に係属中)。本判決はこの再決議における株主総会の決議の瑕疵の帰趨が決まるまでのいわば中間的な判決といえることができ、本判決の最終的な解決には後者の判決の動向を注目する必要がある。

●——注

- 1) 奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール 会社法 2 (2 版)』(別冊法セ 243 号、2016 年) 413 頁 [前田修志]。
- 2) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法 (8)』(有斐閣、1987 年) 85 頁 [倉沢康一郎]。
- 3) 江頭憲治郎＝弥永真生編『会社法コンメンタール (10)』(商事法務、2011 年) 534 頁 [弥永真生]。
- 4) 上柳ほか編・前掲注 2) 71 頁 [倉沢]。
- 5) 東京大学商法研究会編『商事判例研究 (4) (昭和 28 年度)』(有斐閣、1963 年) 163 頁 [平出慶道]。
- 6) 藤井正夫「判批」判タ 1125 号(2003 年) 136 頁。その他、東京地判平 22・3・24 判例集未登載(弥永真生「判批」ジュリ 1411 号(2010 年) 30 頁)等。
- 7) 上柳ほか編・前掲注 2) 71 頁 [倉沢]、江頭憲治郎『株式会社法 [6 版]』(有斐閣、2015 年) 364 頁、622 頁。
- 8) 江頭＝弥永編・前掲注 3) 545 頁 [弥永]。
- 9) 江頭＝弥永編・前掲注 3) 545 頁 [弥永]。